九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値

三　九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
七一〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値

第二十四条第十六項中「九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下」に改め、同項の表を次のように改める。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値

七一〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値

第二十四条に次の一項を加える。

27　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種別		周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局		七七〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
		七七〇MHzを超え八一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が三二〇kHzピコワット以下の値
		八一〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
		一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
陸上移動局		一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
		一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値

第四十九条の六第一項中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改める。

第四十九条の六の三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改める。